

## はじめに

### 山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまちをめざして

私たちのまち村上市は、豊かな自然環境から多くの恵みを受け、先人のたゆみない努力により、歴史と文化と産業のまちとして発展してきました。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っています。

このため私たちが互いに協力し、学び合い、自ら参加して本市の豊かで美しく良好な環境を守り、創り出し、未来に引き継ぐことを目的として「村上市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、平成21年度から2か年にわたり、調査・統計などのデータ及びアンケート、ワークショップ等による市民・事業者等の意識・要望等を基本とし、最終的に環境審議会の審議を経て策定しました。

市民、事業者及び行政からなる市民環境ワークショップと各地区にお住まいの方々を対象にした地区ごとの環境ワークショップでは、夜間、休日など長時間にわたり、環境の現状の洗い出しや施策・取組の基本方針の検討をしていただきました。そこでは、参加された方たちから表現は違ってもこの環境を未来に引き継いでいかなければならないという強い思いを聞くことができました。

この思いは、計画に望ましい環境像として掲げた「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」に込められています。

環境への取り組みは行政だけでできるものではありません。この計画は、市民、事業者、団体、行政が良好な環境を守り新たに創り出していくためのそれぞれの役割を明らかにし、望ましい環境像を実現するための行動計画としています。

第1次村上市総合計画をはじめとした本市の諸計画とともにこの計画を着実に実行しながら、市民が主役の元気あふれるまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見ご提案をいただきました市民環境ワークショップの皆様、各地区環境ワークショップの皆様、環境審議会の皆様、アンケートにご協力をいただいた皆様をはじめ、計画づくりに関わっていただきました市民の皆様、事業者、団体の皆様に心から感謝を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

平成23年3月

村上市長

大滝 年正



# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
① 計画策定の趣旨	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画策定の目的	2
② 計画の概要	4
(1) 環境政策の動向	4
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の対象とする環境の範囲	5
(4) 計画の対象地域	5
(5) 計画の期間	5
<b>第2章 環境の現状と課題</b>	<b>7</b>
① 村上市の概況	8
② 環境の現状と課題	13
(1) 自然環境	13
(2) 社会環境	17
(3) 生活環境	21
(4) 地球環境	25
(5) 環境に対する意識	27
<b>第3章 計画の目標</b>	<b>29</b>
① 望ましい環境像	30
② 計画の基本目標	31
③ 環境施策の体系	34
<b>第4章 計画の具体的な展開</b>	<b>35</b>
① 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する	36
(1) 山々の緑と水を大切にする	36
(2) 川や湖沼の水辺と親しみ、これを大切にする	38
(3) 美しい海岸を大切にする	39
(4) 野生の動植物を保護し生息・生育環境を大切にする	40
(5) 農村の自然環境を大切にする	42
② 清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する	44
(1) さわやかで気持ちの良い空気を守る（大気環境の保全）	44
(2) 清らかなおいしい水を守る（水環境の保全）	45
(3) 土壌と地下水の安全を守る	47
(4) 静かで落ち着いた環境を守る	48
(5) 安全・安心な生活を確保する	49
(6) ごみや汚れのない美しいまちを創造する	50
(7) 資源を大切にする循環型社会を作る	52

<b>3</b>	<b>歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する</b> .....	54
	(1) 歴史と伝統を継承し、新たな文化を創造する.....	54
	(2) 快適な暮らしと生活空間を創造する.....	55
<b>4</b>	<b>地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む</b> .....	57
	(1) 地球温暖化対策を推進する.....	57
	(2) オゾン層の保護と酸性雨対策を推進する.....	58
	(3) ごみによる海洋汚染防止を推進する.....	59
<b>5</b>	<b>環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む</b> .....	61
	(1) 協働体制の確立.....	61
	(2) 環境教育・環境学習の実施.....	62
	(3) 計画の進捗管理体制の整備.....	64

## 第5章 環境に配慮すべき事項 65

<b>1</b>	<b>主体別環境配慮指針</b> .....	66
	(1) 市民が行う環境への配慮.....	66
	(2) 事業者が行う環境への配慮.....	69
	(3) 行政が行う環境への配慮.....	72
<b>2</b>	<b>地区別環境配慮指針</b> .....	75
	(1) 複数地区の共通事項.....	75
	(2) 各地区の配慮指針.....	76

## 第6章 環境保全の行動計画 85

<b>1</b>	<b>行動計画の位置づけ</b> .....	86
<b>2</b>	<b>行動計画の内容</b> .....	88
	2-1 緑と水辺の環境整備プロジェクト.....	88
	2-2 農業と農村の環境保全プロジェクト.....	89
	2-3 ごみの不法投棄撲滅・散乱防止プロジェクト.....	90
	2-4 3R普及促進プロジェクト.....	91
	2-5 環境教育・環境学習と意識啓発推進プロジェクト.....	92

## 第7章 計画の推進 93

<b>1</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	94
	(1) 村上市環境審議会.....	94
	(2) [仮称] 村上市環境基本計画進捗管理委員会.....	94
	(3) [仮称] 村上市環境基本計画庁内推進委員会.....	94
<b>2</b>	<b>計画の進行管理</b> .....	95

## 資料編

### ■用語解説について

文中\*のある用語については、原則として解説をすべて巻末に付した。ただしとくに必要な場合直後にも解説を付した。

### ■元号と西暦の混在について

- ・ 原則、元号表記とした。
- ・ 資料については原典の表記に従った。
- ・ 国際会議等で決定され、国際的な取り組みとして西暦で表記することが一般的なものは西暦表記とした。